

統一地方選挙のお知らせ

【問合せ先】選挙管理委員会事務局 ☎ 3195

■投票日・投票時間

▼知事・道議選挙…4月9日(日)

▼市長・市議選挙…4月23日(日)

◎午前7時～午後8時

4年に一度の統一地方選挙です。あなたの大切な1票で私たちの代表を選びましょう。

■投票所入場券…入場券は、知事・道議選挙については3月23日頃に届くように郵送しましたが、入場券が届いていなかったり、誤りがありましたら選挙管理委員会へご連絡ください。

なお、市長・市議選挙については、4月14日頃までに届くように郵送します。
※方が一、入場券を紛失しても投票できますので、棄権することなく投票しましょう。

■最近転入した方や転出予定の方…投票できる方の要件や告示日は広報みかさ3月号でお知らせしましたが、詳しくは選挙管理委員会へ問い合わせください。

■期日前投票…投票日に仕事や旅行などの用事で投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

【期間】
▼北海道知事選挙…3月24日(金)～4月8日(土)
▼北海道議会議員選挙…4月1日(土)～4月8日(土)

▼三笠市長・三笠市議会議員選挙…4月17日(月)～4月22日(土)

【時間】午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日と同様)

【投票所】市役所1階多目的コーナー(福祉事務所入り口)

■代理投票…事情により字が書けない場合は、係員が代わって記載しますので、受付に申し出てください。期日前投票のときも同じです。この場合、どの候補者名を書いたのか秘密は守られます。

■投票所には点字器があります…目が不自由な方のために、点字器を投票所に備えていますので、点字投票を希望される場合は、受付

に申し出て下さい。

■選挙公報…選挙公報は、新聞折り込みで各戸へ配布します。広報みかさ配送されている新聞未購読の世帯には同様に配送しますが、統一地方選挙は告示から投票日までの期間が短いため、未着の場合にご連絡ください。このほか、各市民センターなどの公共施設にも配置しますのでご利用ください。

■開票…開票は、投票日当日の午後9時から市民会館で行います。参観を希望される方は、当日先着30人まで入場できます。

なお、開票速報板を市民会館前に設置し、午後10時から30分ごとに開票状況をお知らせします。

■投票開始時と投票終了の1時間前にサイレンを鳴らします…投票日当日には棄権防止を啓発するため、午前7時と午後7時にサイレンを鳴らします。

投票所・投票区域

[投票区] 投票所名	投票区域
[1] 三笠市民センター	本町、多賀町、幸町、有明町、若松町、堤町、美和、幌内初音町
[2] 山の手市民センター	柏町、高美町、榊町
[3] 三笠小学校	宮本町、本郷町、いちきしり、川内、達布
[4] 美園市民センター	清住町、美園町、若草町
[5] 多目的研修センター	岡山、萱野、大里
[6] 幌内市民センター	幌内町1丁目・2丁目・3丁目、幌内春日町、幌内金谷町、幌内新栄町、幌内住吉町、幌内北星町
[7] 唐松市民センター	唐松町1丁目・2丁目、唐松常盤町、唐松緑町、唐松春光町、唐松青山町、唐松栄町1丁目・2丁目・3丁目、唐松千代田町1丁目・2丁目、東清住町の一部
[8] 弥生市民センター	東清住町の一部、弥生町1丁目・2丁目・3丁目、弥生藤枝町、弥生双葉町、弥生柳町、弥生橘町、弥生桃山町、弥生花園町、弥生並木町、弥生桜木町、幾春別栗丘町の一部
[9] 幾春別市民センター	幾春別町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、幾春別栗丘町の一部、幾春別山手町、幾春別川向町、幾春別滝見町、幾春別千住町、幾春別中島町、幾春別錦町2丁目、奔別新町、西桂沢、桂沢

※投票所は、入場券に記載していますので確認願います。

■不在者投票：入院・入所されている方は、次の方法で投票ができます。

【入院・入所の場合】次の不在者投票指定施設ではその施設で投票をすることができますので、病院長または施設長に申し出てください。

▼市内で対象となる施設：市立三笠総合病院、南そらち記念病院、三葉荘、ことぶき荘

※市外で入院・入所している方はそれぞれの施設に問い合わせください。

【郵便（在宅投票）の場合】身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで自書ができ、左上の表に該当する方は郵便で投票することができます。

郵便（在宅投票）の場合		
区分	等級	障がいの部位など
身体障害者手帳	1級、2級	両下肢、体幹、移動機能
	1級、3級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸
	1～3級	免疫、肝臓
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	両下肢、体幹
	特別項症～第3項症	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓
介護保険被保険者証	要介護5	—

希望する方は手続きが必要ですので、選挙管理委員会にご連絡ください。

■代理記載制度：郵便による不在者投票対象の方で、左下の表に該当する方は郵便投票証明書交付の申請、代理記載人の届け出、投票用紙に候補者の氏名など、本人に代わって代理人が代筆（代理記載）できます。

あらかじめ「代理記載対象者」の証明手続きと「代理記載人となるべき者の届け出」の手続きが必要です。



代理記載制度に該当する方		
区分	等級	障がいの部位など
身体障害者手帳	1級	上肢または視覚障害
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	—

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの申請者急増に伴い、受取窓口を毎週木曜日の午後7時まで延長するほか、土曜日にも窓口を開庁します。

利用希望の方は、電話で予約の上、当直室側入口からお入り下さい。

【期間】4月1日、8日、15日、22日の土曜日午前9時～午後5時
【場所】市民年金係⑮番窓口（市役所内）

また、マイナンバーの申込期限は5月末までですが、キャッシュレス事業者のポイント受取期限はサービスによって異なる場合がありますので、早目に申し込みください。

【問合せ先】市民生活課市民年金係
☎②3187



キャッシュレス決済が利用可能に

市役所窓口で支払う各種証明書の発行手数料などの支払いにクレジットカードや、電子マネーなどのキャッシュレス決済が利用できるようになりました。

便利なキャッシュレス決済をご利用ください。

【利用できる決済サービス】
▼クレジットカード：VISA、JCBなど
▼電子マネー：WAON、nanacoなど

▼QR決済：PayPay、auPAYなど
※クレジットカードの支払回数は一括払いのみご利用できます。

※窓口での電子マネーのチャージ（入金）はできません。

※現金との併用での支払いはできません。

【支払い可能な手数料】条例に規定する全手数料、墓地使用料、火葬場使用料

【開始日】4月3日（月）

【問合せ先】デジタル推進課デジタル推進係 ☎②3184

『書かない窓口』が始まります

申請書の書き方がわからない、何度も同じことを書くのが大変といった手間を解消し、市民の皆さんが安心・便利に利用できるよう、窓口で必要な情報を聞き取って申請書を自動で作成する『書かない窓口』を始めます。ぜひご利用ください。

【利用できる手続き】
▼証明書の手続き：住民票、印鑑証明書、課税証明書など

▼届出の手続き：転出・転居関連、子育て関連などの一部手続き ※全ての申請が対象ではありません。要件に応じて案内します。

【開始日】4月17日（月）
【問合せ先】デジタル推進課デジタル推進係 ☎②3184

